

猫との暮らし方



室内飼養を徹底しましょう

猫を屋外に出すと、近隣住民の迷惑になるだけでなく、交通事故や感染症など、猫への危険もいっぱいあります。次のマナーを守り、室内飼養を徹底しましょう。

- ◆首輪や迷子札をつける
- ◆去勢・避妊手術をする

所有者の判明しない猫の

「去勢・避妊手術補助制度」について

所有者の判明しない猫の去勢・避妊手術をした場合、その年度内（4月1日～翌年3月31日）に申請すると、補助金が交付されます。

※飼い猫については飼い主の責任において管理してください。

補助対象

富士市の住民基本台帳に記載されている人で、市内に生息する所有者の判明しない猫に手術（耳先カット含む）をした人

詳しくは、環境総務課にお問い合わせください。なお、補助金は予算の範囲内で交付するため、予算が終了次第、申請受付を終了します。

所有者の判明しない猫に餌をあげている人へ

餌をあげるだけでは、猫がどんどんふえ、周辺環境を汚したり、近隣住民に迷惑がかかったりします。餌をあげてかわいがるだけが「愛護」ではありません。餌を与えないことも、不安定な環境で生きていく不幸な猫をふやさないことにつながります。

目の前の猫がかわいそうで見えられないなら

- 地域の理解を得られるよう努力する。
- ふえてしまわないように、去勢・避妊手術をする。
- 餌は、面倒を見ると決めた猫にだけ与え、残したら置きっ放しにせず片づける。
- トイレを設置し、ふんやおしっこを処理する。

命ある動物の面倒を見る人として、責任を持って適正な飼養をしましょう。

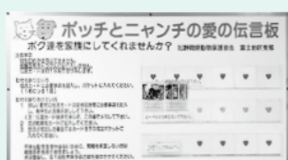


わんちゃん・ねこちゃん

飼い主の皆さんへ

小さな命を大切に！

犬や猫を虐待したり捨てたりすることは犯罪です。ペットを飼うことは、命を預かることです。飼い主には、ペットの命が尽きるまで飼育する義務と責任があります。最後まで愛情と責任を持って適正に飼いましょう。どうしても飼うことができなかったときは、大切に飼ってくれた人を探しましょう。



新しい飼い主が見つからないときは、市役所1階北口の「ポッチとニャン子の愛の伝言板」をご利用ください。愛の伝言板は、譲りた人とし新しい飼い主との情報交換の場です。

死亡した犬・猫などの小動物の火葬

飼い犬や飼い猫などの小動物は、環境クリーンセンターの動物専用炉で火葬できます。料金は、環境クリーンセンター（☎35）0081）にお問い合わせください。※火葬の立ち会い、焼骨の引き渡しはできません。

飼い犬・飼い猫が行方不明になってしまった場合は連絡を

飼い犬や飼い猫が行方不明になってしまった場合は、環境総務課、及び次の連絡先にご連絡ください。

【連絡先】

◎富士保健所衛生薬務課(県)

☎(65) 2154

◎富士警察署会計課

☎(51) 0110

県ウェブサイト「迷い犬情報」では、保健所で保護している犬の情報を公開しています。「静岡県迷い犬」で検索してください。



始めよう！ペットの災害対策

避難が必要な災害が発生した場合、飼い主はペットの適切な避難場所を確保することが必要です。

日ごろから、災害時に備えて必要なしつけをして、ペット用の餌やケージ、水などの備蓄品を確保しておきましょう。

(一社)静岡県動物保護協会作成のイラストや東日本大震災の実際の写真を用い、わかりやすく解説した冊子「ペット動物の災害対策(犬編・猫編)」を、環境総務課窓口で配布しています。

